

# 伝統的工芸品産業をめぐる 現状と今後の振興施策について

平成23年2月  
経済産業省製造産業局  
伝統的工芸品産業室

# 目次

1. 「伝統的工芸品」とは？（定義）	・・・	2
2. 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」とは？	・・・	3
3. 伝統的工芸品産業の現状	・・・	4
4. 伝統的工芸品産業が直面する課題	・・・	8
5. 伝産法に基づく支援のスキーム	・・・	10
6. 中小企業庁の施策の活用	・・・	16
7. クールジャパン戦略	・・・	17
8. 伝統的工芸品月間全国大会の開催	・・・	18
9. 国際会議等における伝統的工芸品のPR	・・・	19
10. 施策の活用事例	・・・	20

# 1. 「伝統的工芸品」とは？（定義）

■「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（**伝産法**）」に基づき、経済産業大臣が指定した工芸品。

## ■指定の要件

- ① 日本人の生活に密着し、日常生活で使用されるもの
- ② 主要工程が手作業中心（手工業的）であること
- ③ 技術・技法が100年以上の歴史を持ち、今日まで継続しているもの
- ④ 100年以上の歴史をもつ伝統的な原材料を使用したもの
- ⑤ 一定の地域で、地域産業として成立しているもの

■現在の指定品目→**全国で211品目**（平成23年1月末現在）

織物(33)、染色品(11)、その他繊維品(4)、陶磁器(31)、漆器(23)、木工品・竹工品(28)、金工品(14)、仏壇・仏具(16)、和紙(9)、文具(9)、石工品(4)、貴石細工(2)、人形・こけし(8)、その他工芸品(16)、工芸材料・工芸用具(3)



## 2. 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)」とは？

---

● 伝統的工芸品産業の振興を目的として、昭和49年に公布された法律。

### ● 目的(第1条)

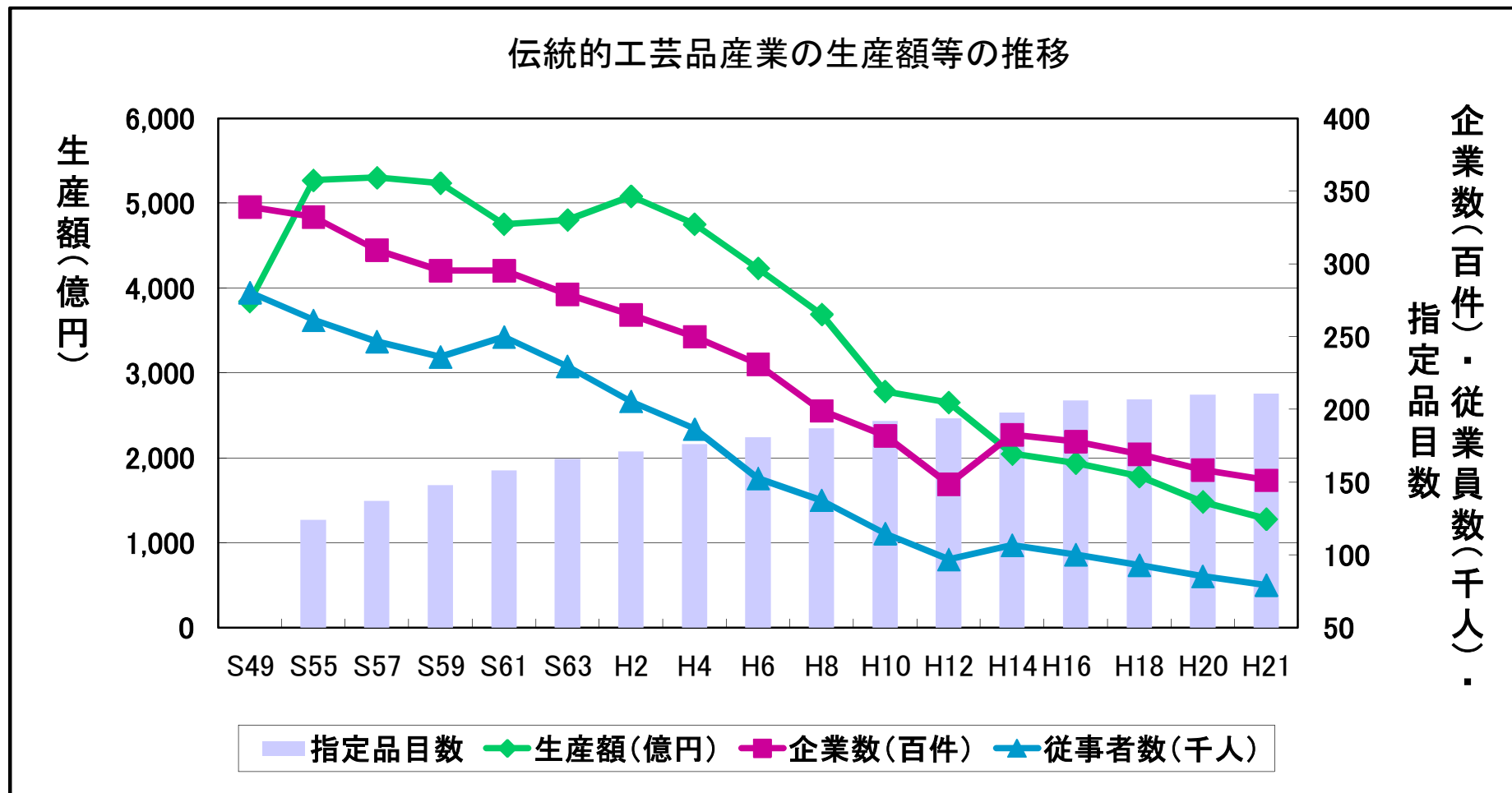
「一定の地域で主として伝統的な技術または技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」

### ● 主な規定内容

- 伝統的工芸品の指定(第2条)
- 振興計画等の認定等(第4～15条)
- 振興計画等に対する経費補助(第16条)
- 伝統的工芸品産業振興協会の設立、同協会の業務(第23、24条)
- 伝統的工芸品産業振興協会に対する補助(第26条)

### 3. 伝統的工芸品産業の現状（全体）

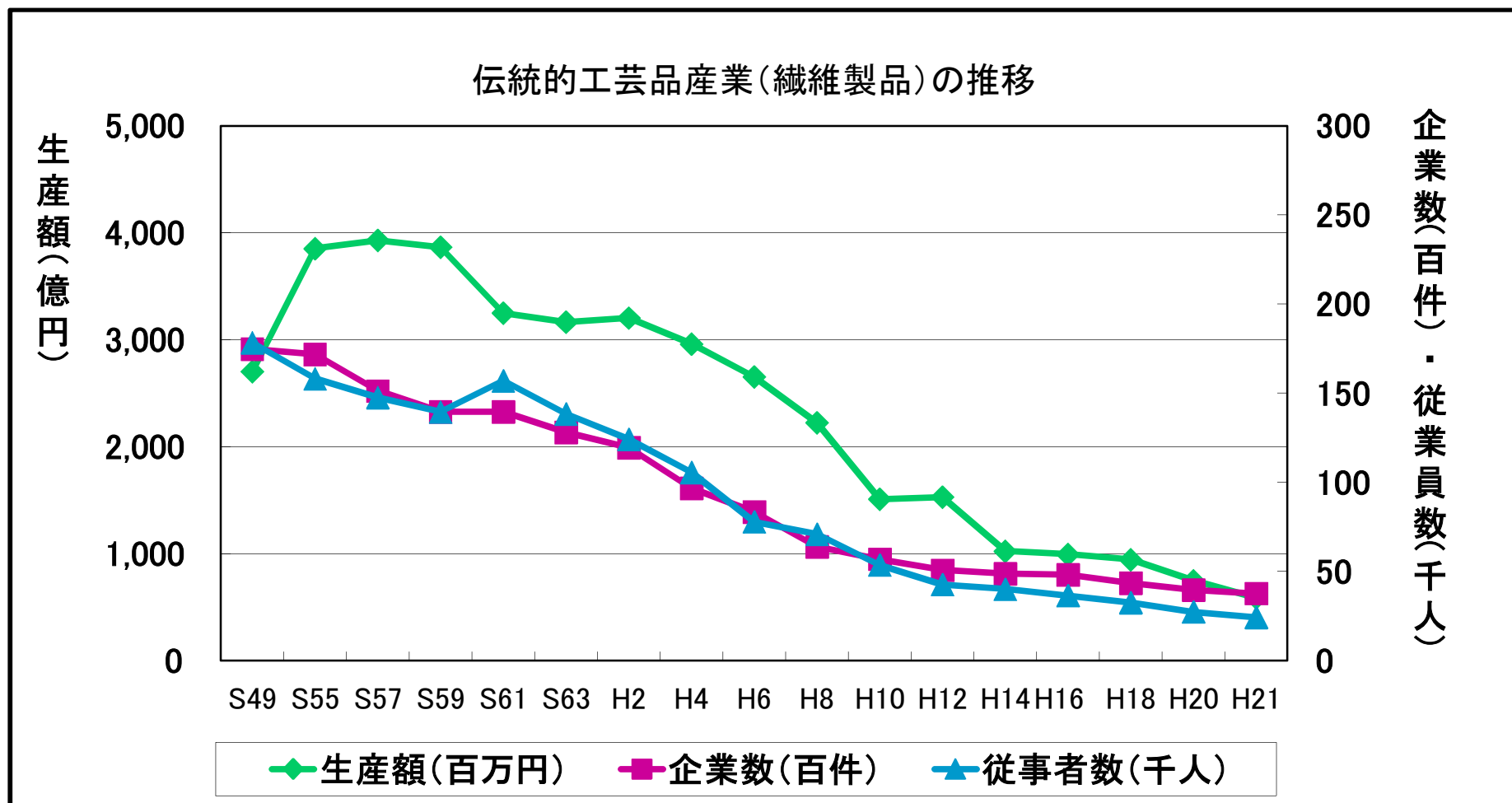
- 伝統的工芸品産業は、昨今の生活様式の変化や、海外からの安価な輸入品の増大等により、需要が低迷。生産額の落ち込みにもとまって、企業数・従事者数ともに減少を続けている。
- 平成21年度の生産額は、約1,281億円（前年比約13%減）となり、昭和50年代のピーク時に比べると約4分の1に減少。また、平成21年度の企業数は151百件、従事者数は79千人と、同じく減少に歯止めがかからない状況。



(出典: (財)伝統的工芸品産業振興協会調べ)

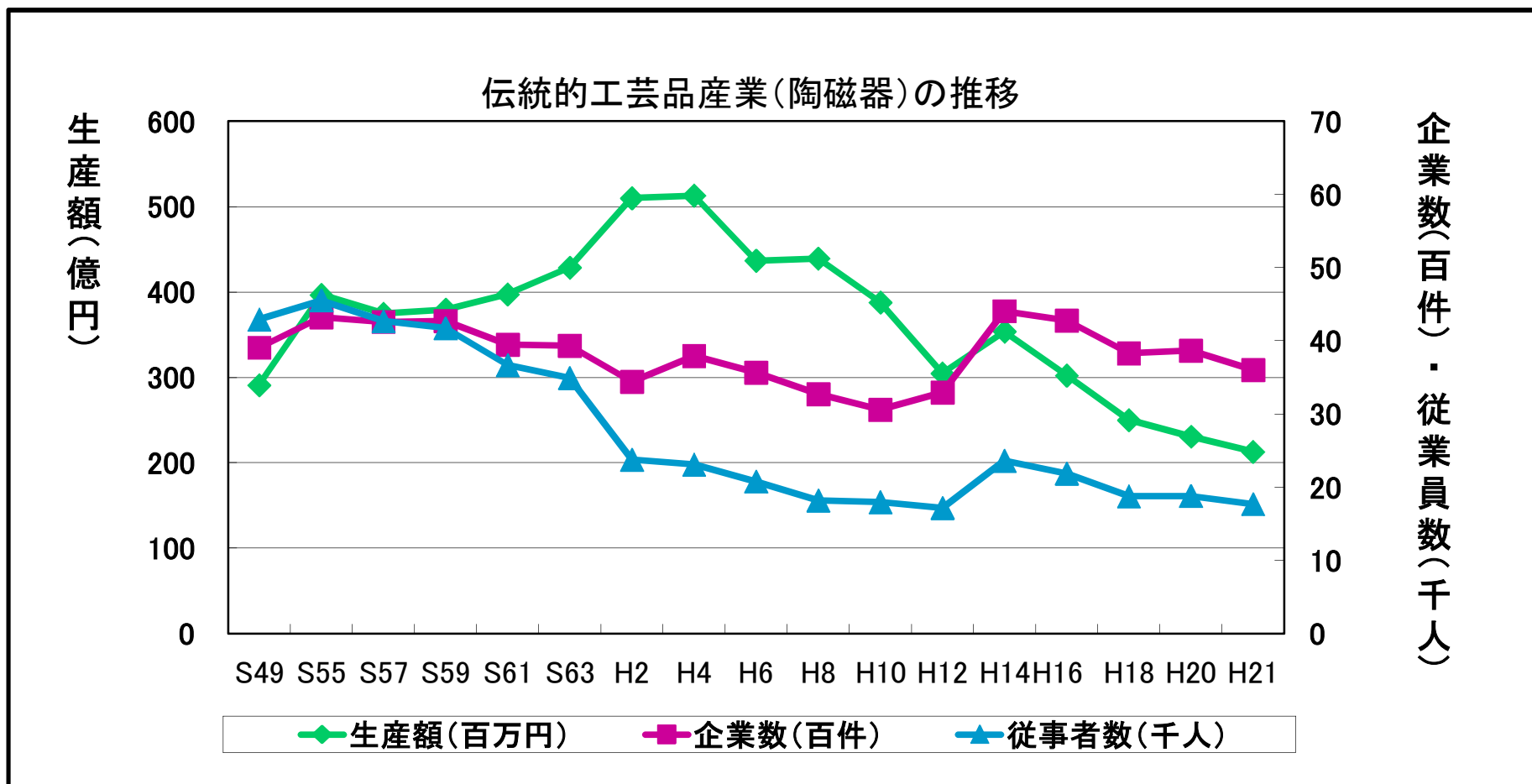
### 3. 伝統的工芸品産業の現状（繊維製品）

- 平成21年度の生産額は588億円（前年比約21%減）と、著しく減少。
- 「伝統的工芸品以外の夏物の着物や帯が好調な売れ行きを示す」（小千谷紬）など、一部で明るい動きもあるが、問屋からの受注（売上）減少や百貨店での販売不振など、業界全体として低迷している。
- また、「原材料不足」（八重山上布）など、深刻な問題も抱えている。



### 3. 伝統的工芸品産業の現状（陶磁器）

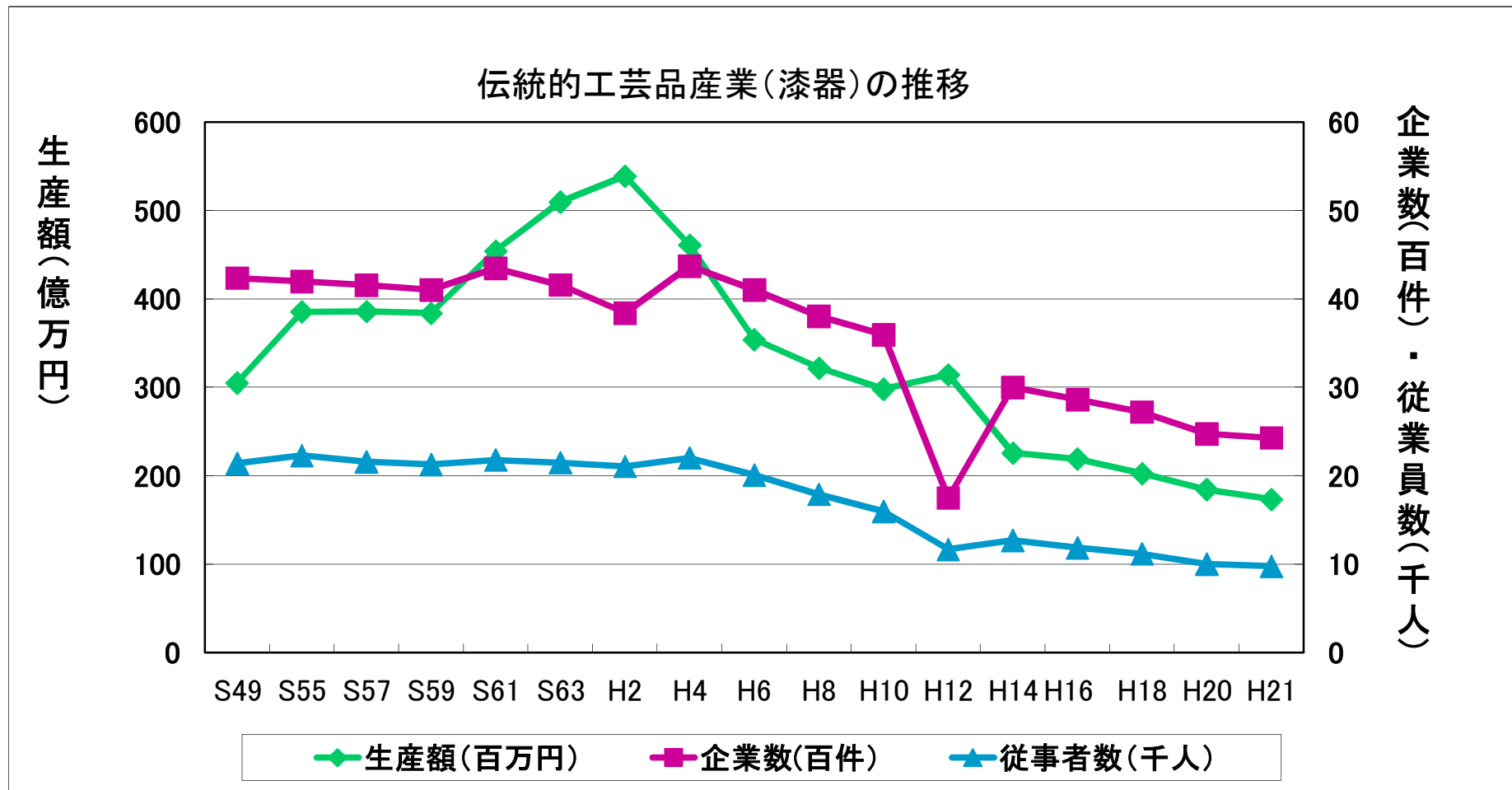
- 平成21年度の生産額は213億円（前年比約7%減）と、伝統的工芸品全体の下げ幅と比べると小さいが、平成18年度から横ばいであった企業数・従事者数がそれぞれ6～7%の減少に転じた。
- 「海外展開や、商工連携の動きに期待。」（伊万里・有田焼）等、一部に積極的な動きが見られるが、業界全体として、国内需要の低迷が続いている。「観光客の減少」（丹波立杭焼、越前焼）も、大きな要因の一つとして挙げられている。
- 「原材料・燃料費（の高騰）はやや落ち着いてきた。」（美濃焼）



(出典：(財)伝統的工芸品産業振興協会調べ)

### 3. 伝統的工芸品産業の現状（漆器）

- 平成 21年度の生産額は173億円(前年比約6%減)と、伝統的工芸品全体の下げ幅と比べると小さいが、依然として厳しい状況。
- 「湯沢市川連漆器伝統工芸館が開館し、共同販売に力を注いだ結果、大幅に売上が増加。」(川連漆器)など、一部に明るい動きがあるが、「中国製の安価な漆器の影響」(鳴子漆器、琉球漆器)等により、需要の低迷が続いている。
- 「高齢化」(紀州漆器)にともなう後継者不足も深刻。



(出典: (財)伝統的工芸品産業振興協会調べ)



## 4. 伝統的工芸品産業が直面する課題

---

### (1) 需要の低迷

- ① 少子高齢化による人口の減少
- ② 国民のライフスタイルの変化
- ③ 大量生産方式による安価な生活用品の普及
- ④ 海外からの輸入品の増加 等

### (2) 量産化ができない

- ① 基本は「手作り」： 手間と時間をかけた丁寧な仕上げ
- ② 原材料、技術、技法へのこだわり： 多岐にわたる複雑な工程
- ③ 企業活動の規模も小規模： 1社あたりの平均従事者数は5.2人

### (3) 人材、後継者の不足

- ① 産地の従事者数は、昭和50年代と比べて約3分の1に減少  
昭和55年:261千人 → 平成21年:79千人
- ② 従事者の高齢化  
平成21年度:50歳以上の従事者の割合:64% (30歳未満:5.6%)
- ③ 売上の不振等により、後継者を受け入れる側の体制が整わない 等

## 4. 伝統的工芸品産業が直面する課題

---

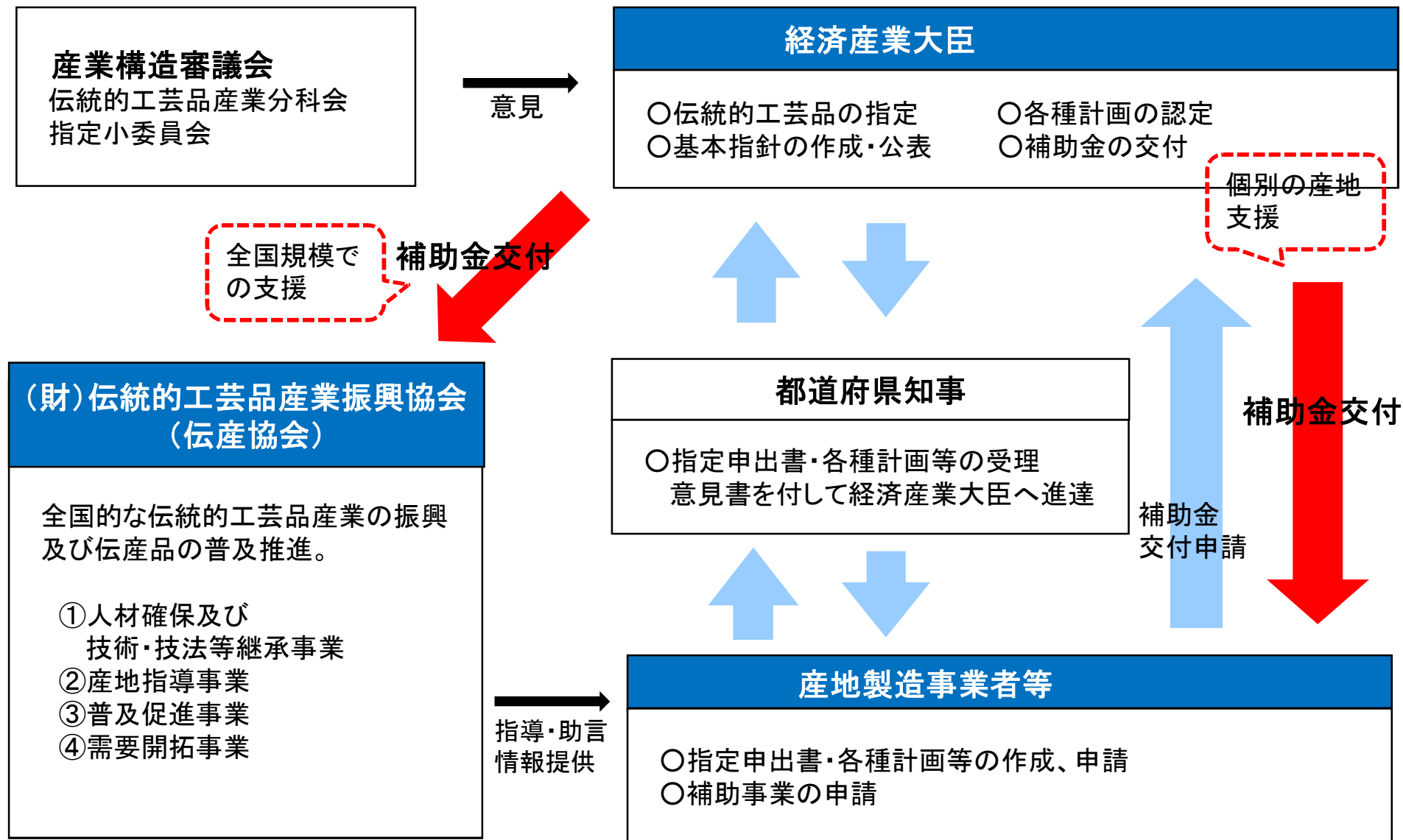
### (4) 生産基盤(原材料、生産用具など)の減衰・深刻化

- ① 原材料は、主に自然素材であり、貴重な有限の資源。したがって、再生産には制約があること、原材料として再生・活用・使用できるようになるまでには相応の時間が必要であることなど、減衰・枯渇は深刻化。
- ② 産業活動の縮小は、生産用具の使用機会の減少をもたらし、用具の材料の採取、用具の製作・修理などを担う人材も、専業では成り立たず、廃業を余儀なくされる事態。

### (5) 生活者のライフスタイル・価値観の変化と情報不足

- ① 利便性・機能性が重視される日常生活へと構造的な変化が生じている。
- ② 冠婚葬祭、進物儀礼などの伝統的・慣習上の機会が減少しつつある。
- ③ 消費者において、伝統的工芸品の「本物の良さ」や、日常生活における使用・活用・メンテナンス方法等についての情報・理解が不足している。
- ④ 特に若年層において、伝統的な文化や生活に対する体験や知識が不足している。

# 5. 伝産法に基づく支援のスキーム



## 5-2. 個別産地への直接支援（伝産支援補助金）

伝産法の規程により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき、産地の組合等が実施する、商品開発・展示会等の需要開拓事業、後継者育成事業等の費用の一部を補助する。（補助率：1/3、1/2、2/3）

### 新商品開発



↑ ペッパーミル(山中漆器)



↑ 九谷焼の技術を生かしたオブジェ



↑ 奈良筆と信楽焼のコラボ

### 展示会



↑ 凄腕職人街展示会(近畿地域の11品目が集結)

### 研修 (後継者育成)



↑ 熊野筆マイスタースクール



↑ 研修風景(小田原漆器)

## 5-3. (財)伝統的工芸品産業振興協会が実施する振興事業

### ① 人材確保及び技術・技法等継承事業

#### ■ 伝統工芸士認定事業

実務経験12年以上の熟練した技術者で、実技試験等に合格した者を協会が伝統工芸士として認定。現在4,568名。(平成22年2月現在)

#### ■ 伝統的工芸品産業功労者褒賞事業

長年に渡り技術の維持・向上や、後継者の育成等に指導的役割を果たした指導者(組合役員、伝統工芸士等)を毎年60~70名程度褒賞。

#### ■ 児童・生徒に対する伝統的工芸品教育事業

小・中・高校に伝統工芸士を派遣。製作実演、製作体験を通じて伝統的工芸品に対する認識を深める。  
(平成21年度:743校、52,560名が受講)

#### ■ 伝統的工芸ふるさと体験・交流事業

大学生・社会人等を対象に、体験フェアを実施。伝統的工芸の技に触れる機会を提供することで、将来の伝統工芸士の発掘や後継者の確保を図る。  
(平成21年度:体験フェア113件、19,000名)。





## 5-3. (財)伝統的工芸品産業振興協会が実施する振興事業

### ② 産地指導事業

#### ■ 指定産地振興指導事業

伝統的工芸品に対する「表示」の適正化及び実施促進を図るため、検査指導員を産地に派遣し、調査・指導を実施。また、産地が振興計画等を策定する場合に指導・助言等を実施。

#### ■ 伝統的工芸品産地調査・診断事業

各産地における、製造、販売、市場等に関する実態を調査分析。取り組むべき課題・対応策を提言する。また、用具や原材料等の安定供給を図るための調査分析等も実施。

↓ 伝産マーク



### ③ 普及促進事業

#### ■ 伝統的工芸品普及事業

新聞、雑誌、DM等を活用し、伝統的工芸品や展示会等についての広報を実施。

#### ■ 全国伝統的工芸品センター事業

全国唯一の伝統的工芸品総合展示施設において常設・特別展示を実施。

#### ■ 伝統的工芸品月間推進事業

毎年11月の伝産推進月間に、記念式典、図画・作文コンクール、展示会等の大規模な普及活動を実施。

#### ■ ITを活用した活性化事業

HPで、伝統的工芸品や、その歴史的背景、伝統工芸士の技術・技法等について情報提供。

22年度図画コンクールで経済産業大臣賞を受賞した作品↓



## 5-3. (財)伝統的工芸品産業振興協会が実施する振興事業

### ④ 需要開拓事業

#### ■ 全国伝統的工芸品公募展

全国の伝統的工芸品を公募し、総理大臣賞、経済大臣賞等を顕彰。作品は、全国伝統的工芸品センターにて展示し、消費者に優れた伝統的工芸品を紹介。

(平成21年度:応募者426名、222工芸品、472点)

#### ■ 伝統的工芸品活用フォーラム事業

新商品の開発を目的として、デザイナーやプロデューサーと産地事業者のマッチング会、商品開発のための研究会等を実施。

#### ■ 伝統的工芸品技術・技法活用製品 展示事業

伝統的な技術・技法を活用しつつ現代のライフスタイルにマッチした製品を見本市に出展し、販路拡大を目指す。



↑フォーラム事業の様子

## 5-3. (財)伝統的工芸品産業振興協会が実施する振興事業

### 【参考】(財)伝統的工芸品産業振興協会(略称:伝産協会)

■ 伝産法に基づき、全国的な伝統的工芸品産業の振興を図るための中核機として、国、地方公共団体、産地組合及び団体等の出資により、昭和50年に設立。  
(伝産法制定は昭和49年)

- 伝産法に基づき、以下の業務を実施。
- ①人材確保及び技術・技法等継承事業
  - ②産地指導事業
  - ③普及促進事業
  - ④需要開拓事業

■ 賛助会員： 224組合、48団体、162企業・個人  
(平成22年3月31日時点)

■ 特別会員： 56都府県・政令市、130市区町村  
(平成22年3月31日時点)

■ 会長： 渡邊隆夫 西陣織工業組合理事長

■ URL: <http://www.kougei.or.jp/association/index.html>

↓ 伝産センターの展示の様子





## 6. 中小企業庁の施策の活用

### 新事業活動促進支援補助金(地域資源活用売れる商品づくり支援事業)

#### 【事業概要】

地域の優れた資源(農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、観光資源)を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓に取り組む中小企業者に対し、市場調査、研究開発に係る調査分析、新商品・新役務の開発(試作、研究開発、評価等を含む)、展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業に係る経費の一部を補助。

#### 【交付の対象】

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条第1項に基づく「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた中小企業者

【平成23年度 公募期間】 平成23年1月28日(金)～平成23年2月17日(木)

### JAPANブランド育成支援事業

#### 【事業概要】

複数の中小企業が協働して行う新商品開発や海外見本市への出展等のプロジェクトを支援することにより、中小企業の海外販路開拓の実現を図る。

#### ●戦略策定段階への支援

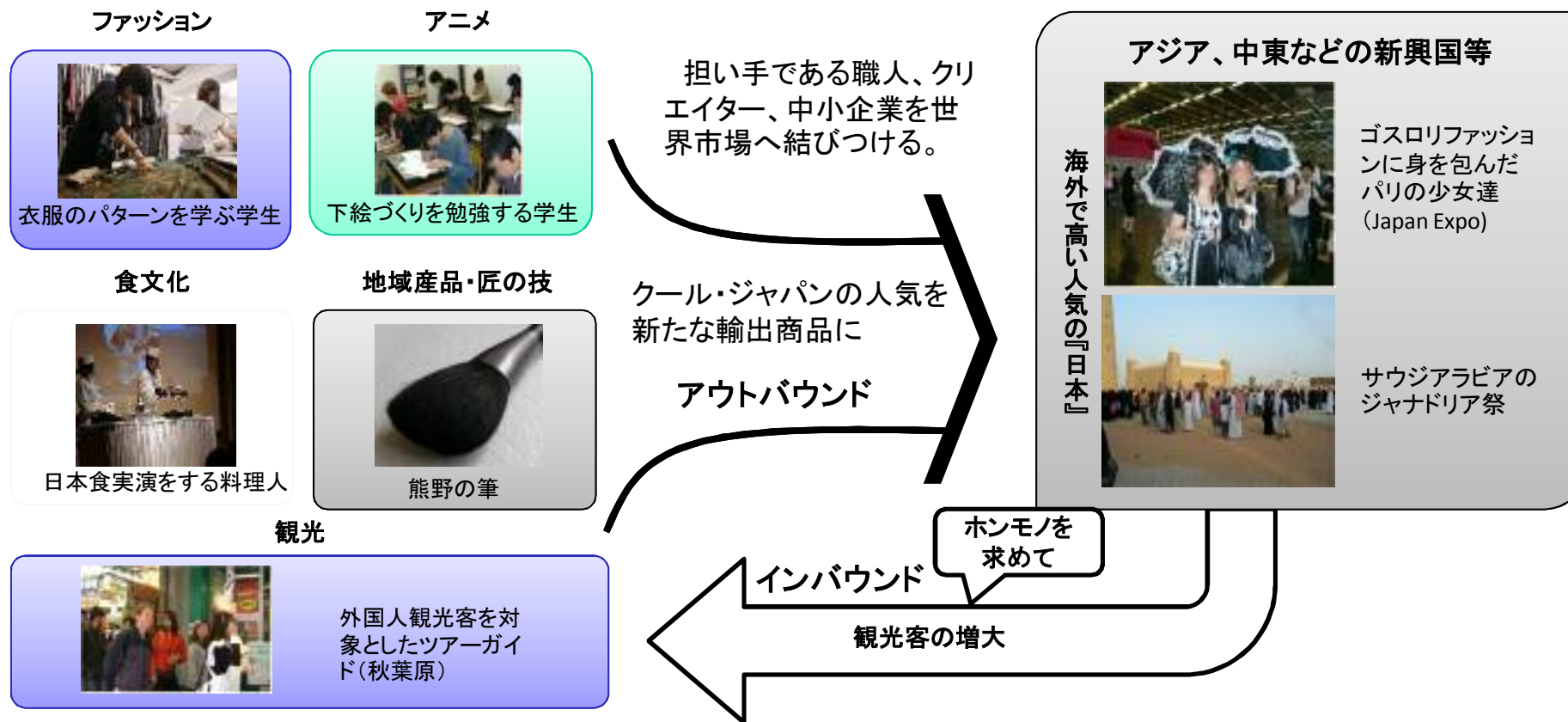
自らの強み・弱みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招聘、市場調査、セミナー開催などを行うプロジェクトに対し、1年間に限り支援(補助上限額500万円:定額補助)。

#### ●海外市場開拓段階への支援

具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招聘、新商品開発、展示会出展等のプロジェクトに対し、最大3年間の支援(補助上限額2,000万円:2/3補助)。

# 7. クールジャパン戦略

「クール・ジャパン戦略」とは、伝統的工芸品を含む地域産品、アニメ等のコンテンツ、ファッション、食、など海外で人気の高い日本の魅力を産業化し、海外市場開拓および海外顧客の訪日を促進するため、民間の取り組みを支援するもの。平成23年度より本格実施(23年度予算:約11億円)。



日本の魅力を高め、世界に届ける仕組みを作り、来訪を促進することにより、経済成長を実現し、雇用を創出！

## 8. 伝統的工芸品月間全国大会の開催

全国の伝統的工芸品の更なる普及・浸透をめざし、自治体と連携し、毎年11月(伝産月間)に大規模な展示会等を開催。

### 平成22年度 伝統的工芸品月間全国(山口県萩市)

**【主催】** 経済産業省、伝統的工芸品月間推進会議、  
(財)伝統的工芸品産業振興協会、  
山口県伝統的工芸品月間推進協議会、  
日本伝統工芸士会

**【期間】** 平成22年11月4日(木)～7日(日)  
※11月3日に関係者による記念式典を開催。

**【入場者数】** 89,594人 (4～7日の期間)

#### 【主なプログラム】

- 伝統的工芸品産業功労者等表彰
- 図画・作文コンクールの表彰
- 伝統工芸ふれあい広場
- 全国くらしの工芸展・やまぐち
- 日本伝統工芸士会 作品展
- 伝統工芸ミニミニゼミナール
- 萩焼・赤間硯・大内塗 展示会
- やまぐちの技 体験交流感 他

↓ふれあい広場(体験コーナー)



↓萩焼 炎の技展@旧久保田家住宅



↓くらしの工芸展(販売コーナー)



## 9. 国際会議等における伝統的工芸品のPR

### APEC Japan 2010

平成22年11月6日(土)～14日(日)

日本APECの会場であるパシフィコ横浜の展示ホールで、日本の最先端技術やものづくり、伝統文化などの「日本の強み」を発信する展示を実施。テーマは「JAPAN EXPERIENCE - Ideas into Reality -」。



↑ 展示会場の様子



↑ 大館曲げわっぱ



↑ 西陣織



↑ 山中漆器



# 10. 施策の活用事例

伝統的工芸品産業支援補助金を活用した連携活性化事業の例(平成21年度)

## 神奈川県伝統的工芸品活性化協議会

事業概要	事業成果
<p>日本各地の世界遺産や候補地を舞台に伝統芸術等のパフォーマンスを展開する「世界遺産劇場」プロジェクトと連携し、建長寺において神奈川県下3産地(鎌倉彫・小田原漆器・箱根寄木細工)と茶道・華道などの伝統文化との体感型コラボレーション展示を行う等、従来にない展示手法で産地の活性化に資するとともに新たな需要を掘り起こす。</p>	<p>平成21年9月18日～20日の3日間、鎌倉市にある建長寺において世界遺産劇場と連携して神奈川県伝統的工芸品展を開催。当該展のみの来場者数は会期中7,242人。</p> <p>鎌倉彫・小田原漆器・箱根寄木細工を使用したいけばな展示(小原流鎌倉支部)を行ったほか、伝統的工芸品のみでの展示も行った。なお、いけばな展示には花器として鎌倉彫5点、小田原漆器5点、箱根寄木細工5点を使用。また、表千家等による茶会にも同様に伝統的工芸品を使用して実演を行った。</p> <p>会期中に、商品購入の問合せを多数受けたため、各産地組合や伝統的工芸品センターの紹介をすることとなった。 (詳細はHPで紹介) <a href="http://www.sekaiisangekijyou.com/dentou/gaiyo/index.html">http://www.sekaiisangekijyou.com/dentou/gaiyo/index.html</a></p>



←小田原漆器(組子多様椀(根来塗り))を花器として使用した作品。

<展示会風景>

→箱根寄木細工(ぐいのみ)を花器として使用した作品。



<実演風景>

↑鎌倉彫を菓子器として使用した茶会。屏風は箱根寄木細工を使用。